

かわら版

1月からの昇給抑制(賃下げ)特別号(2014/12/22)

東京大学職員組合発行
TEL/ Fax: 03-5841-7971(ext.27971)
<http://tousyoku.org/>

道理無き大学教職員の賃下げに反対!

何かおかしいと感じたら syokikyoku@tousyoku.org まで

賃上げのための原資を1月の昇給抑制(賃下げ)で確保? 賃上げから一気にマイナスに転じる!

【昇給抑制措置の説明で理事が詭弁を展開】

12月12日に来年1月1日の昇給抑制措置に関して、法人より過半数代表に説明がありました。その席上で担当理事は1月の昇給抑制は今回の賃金改定(引き上げ)について国から運営費交付金の追加があるわけではなく、東大の中で賃金引き上げの原資を捻出するための一部であると説明しました。賃上げの原資を賃下げで確保するなどといった理屈は聞いたことがありません。このような詭弁を平然と言っている東京大学理事としての資質が疑われます。

この昇給抑制は賃上げ分を上回る下げ率になります。**例えば一般職(一)3級35号俸39歳職員の場合2014年賃上げでは286,500円→287,900円で1400円賃上げとなりますが、1月の昇給1号俸抑制でマイナス1800円となり、月給はマイナスとなってしまいます。**

実は、国における「昇給抑制」の理由は東大が説明している内容とまったく違います。国は国家公務員に対して来年度から予定している「給与制度の総合的見直し」において、賃下げとなる不利益変更者に対する代償措置として3年間の現給保障を行なうとしています。その現給保障の原資確保のために昇給抑制を行なうと人事院は説明しています。

国の地域手当は東京特区では基本給を平均2%下げて地域手当を2%上げるので、基本給と地域手当の合計額はわずか下がるだけですが、地方の地域手当ゼロの地区では2%まるまる減給されることとなりますので、その分を原資として本府省業務手当や広域異動手当を拡充するわけです。そして減給措置の代償措置としての現給保障を平成30年度まで行なうための原資が新たに必要となるために、1月の昇給抑制でその原資を確保しようというものです。

【東京大学でも昇給抑制は必要か?】

国家公務員の給与制度の総合的見直し根拠はどれも東京大学に当てはまらず、機械的にその制度を導入することには多くの矛盾が生じます。世代間の給与配分の現状は国とまったく逆ですし、地域間の給与配分や本府省の手当て拡充などまったく関係ありません。東京大学においては40歳前から賃下げとなり、その賃下げ分において国では本府省職員の手当て拡充するため人件費総額は変わりませんが、東京大学では賃下げ分がすべて人件費削減分となってしまうのです。組合はこのような「給与制度の総合的見直し」は東京大学では行なわないことを要求しています。仮に国と同じに実施することを提案するならば、職員全員に給与制度見直しで人件費総額がどのくらい減額され、現給保障分の原資がどのくらい必要なのか、そのための昇給抑制が必要なのか、きちんとデータを示して説明し、組合との団体交渉において合意を得る必要があります。1月1日の大学側の不利益変更措置強行を絶対に許してはなりません!